

街路樹育成管理共通仕様書

1 業務の名称

令和8年度浜名区（北地域）街路樹育成管理業務（その2）

2 業務の目的

街路樹の良好な育成や美観の向上など、街路樹の適正な育成管理を図ることを目的とする。

3 業務の内容

業務の目的を達成するために歩道植栽帯、中央分離帯、交通島、環境緑地帯にある街路樹（高木、中木、低木）の枝ぶりを整える「剪定」や健全な育成を図るため、植栽地に繁茂する雑草の「抜根除草」を実施する。

4 作業内容

（1）「剪定」

樹形の骨格をつくり道路空間にうまく収まるように樹形を整えるものであり、歩道幅員や沿道条件を勘案し、矯正型自然樹形に仕立てることを基本とする。

枝の切り口（直径7.5cm以上）には、幹と同色の殺菌剤入り塗布剤を塗り腐食防止を図ること。

剪定作業前には、原則として立会いを行うので、前日までには委託者に連絡すること。

剪定作業を実施する路線において国県道及び中心市街地内の市道については街路樹剪定士または街路樹剪定士の指示を受けた者が実施すること。

現場写真は、「50本につき1本かつ路線別」とし、「施工前、施工後、施工状況」のほか、全景写真、樹冠アップ、剪定枝葉・草類の処分状況も撮影すること。

剪定枝葉・草類は、浜松市内の廃棄物再生利用業者（草木類）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号及び第2条の第2号の指定を受けた者）に持込み、処理を依頼することとし、市外への搬出処理は行わないこと。

（2）「低木寄植剪定」

樹形を整え視距を確保するために行うものである。

施工後の枝先がささくれないように、機械刈込み後にハサミによる切り戻しを行うとともに、必要に応じて枝の密生箇所の中透かしも行う。芽出し後の姿を十分考慮しつつ樹冠の輪郭線を作りながら刈り込むこと。仕上がりの樹高は、50cmとする。

現場写真は、「500㎡につき1箇所かつ路線別」で「施工前、施工後」を撮影するが、「施工状況」は数路線（2～3箇所）程度でよい。

（3）「抜根除草」「刈取除草」

道路に植えられた植栽物の良好な生育や、美観維持のため行うものである。

施工に際しては、雑草のほか、ゴミ等のきょう雑物は除去し、縁石からはみ出した蔦類や、縁石周辺の雑草、高さ2.5m以下に生えるドウブキやヒコバエ等も同時に刈り取ること。

「刈取除草（芝刈工）」では、施工前には必ず、きょう雑物は除去し、根の張った雑草類は抜根除草すること。

また、飛び石等による第三者被害を防止するため、適切な飛散防止の措置を講じ、安全管理に努めること。

「抜根除草」と「刈取除草」の現場写真は、「500㎡につき1箇所かつ路線別」を基準に「施工前、施工後」を撮影するが、「施工状況」は数路線（2～3箇所）程度でよい。

5 作業時期

樹種や樹形、道路空間及び沿線の状況に応じ適正な時期に作業を行う。また、他の公共工事等の施工時期と重複しないよう委託者と事前によく調整、協議する。

6 業務責任者

業務の施行にあたり、業務責任者（造園施工管理技士1級又は2級（国家資格）の資格を有する者）を定め、業務着手届により委託者に届け出ること。これらの者を変更したときも、業務責任者変更届により届け出ること。

7 業務報告等

「提出書類」は、契約書条項に定めるもののほか、以下の書類を提出するものとする。

- ① 出来高集計表（別記様式2-1）
- ② 着手前打合せ簿
- ③ 業務日誌（別記様式2-2）
- ④ 剪定枝葉等の処理伝票（計量証明書）
- ⑤ 交通誘導員伝票
- ⑥ 現場写真
- ⑦ 街路樹剪定士の資格証写し（国県道及び中心市街地内の市道）
- ⑧ その他、委託者が必要と認めた書類

8 その他

（1）本業務を実施する上で、対象路線における以下の事項に関しては、常に注意を払い、異常事態の早期発見に努めること。その処理については、速やかに委託者に報告し、指示を受けること。

- ① 病虫害の発生
- ② 災害や事故による倒木などの非常事態
- ③ 街路樹の急激な衰弱、枯損木の発生
- ④ 枝の伸長による沿道施設への侵入や、交通標識の視認障害
- ⑤ 踏み荒らしや踏み倒しなどの異常の発見
- ⑥ その他、受託者としての意見、提言

（2）本業務の遂行にあたって、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、浜松市土木共通仕様書を参考にし、委託者及び受託者協議のうえ定めるものとする。

共通仕様書の適用について

本工事に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事共通仕様書』（以下「共通仕様書」という。）（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）

共通仕様書 第1編1-1-3の第2項でいう「設計図書の照査」は、「浜松市土木工事設計図書の照査ガイドライン」（浜松市ホームページに掲載）を参考にして実施すること。

令和 年度

出来高集計表

[illegible]

業 務 日 誌

業務委託の名称		業務委託の場所	
		履 行 期 間	

[illegible]

[illegible]

特記仕様書（交通誘導員）

- 1 本業務委託を実施する一部の路線（静岡県公安委員会告示第 69 号）は「警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）」第 2 条の表の 6 に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線である。
- 2 請負業者は、交通誘導員のうち 1 人は有資格者（平成 17 年警備業法改正以降の交通誘導業務にかかる 1 級又は 2 級検定合格者）としなければならない。
- 3 請負業者は有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを、委託者に提出しなければならない。

静岡県公安委員会告示第69号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年4月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定により静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成27年静岡県公安委員会告示第27号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和2年10月20日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

	路線	区間
1	一般国道1号	静岡県内全域
2	一般国道135号	静岡県内全域
3	一般国道136号	静岡県内全域
4	一般国道139号	静岡県内全域
5	一般国道150号	静岡県内全域
6	一般国道152号	静岡県内全域
7	一般国道246号	静岡県内全域
8	一般国道257号	静岡県内全域
9	一般国道362号	静岡県内全域
10	一般国道414号	静岡県内全域
11	県道22号 三島富士線	静岡県内全域
12	県道24号 富士裾野線	静岡県内全域
13	県道27号 井川湖御幸線	静岡県内全域
14	県道34号 島田吉田線	静岡県内全域
15	県道37号 掛川浜岡線	静岡県内全域
16	県道45号 天竜浜松線	静岡県内全域
17	県道61号 浜北袋井線	静岡県内全域
18	県道62号 浜松雄踏線	静岡県内全域
19	県道65号 浜松環状線	静岡県内全域
20	県道67号 静岡清水線	静岡県内全域
21	県道74号 山脇大谷線	静岡県内全域
22	県道76号 富士富士宮由比線	静岡県内全域

23	県道163号 東柏原沼津線	静岡県内全域
24	県道261号 磐田細江線	静岡県内全域
25	県道354号 静岡環状線	静岡県内全域
26	県道380号 富士清水線	静岡県内全域
27	県道381号 島田岡部線	静岡県内全域
28	県道394号 沼津小山線	静岡県内全域
29	県道396号 富士由比線	静岡県内全域
30	県道407号 静岡草薙清水線	静岡県内全域
31	県道413号 磐田袋井線	静岡県内全域
32	県道414号 富士富士宮線	静岡県内全域